

# 船舶事故調査報告書

令和2年1月8日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和元年7月29日 00時25分ごろ
発生場所	福井県おおい町 <sup>のこぎり</sup> 鋸崎北東方沖 鋸崎灯台から真方位036° 3.4海里（M）付近 （概位 北緯35° 35.6′ 東経135° 42.1′）
事故の概要	遊漁船 <sup>しんきょう</sup> 心共丸は、南南西進中、また、プレジャーボート <sup>いぬかい</sup> 犬飼号は、錨泊中、両船が衝突した。 犬飼号は、船長及び同乗者が負傷し、右舷船尾部外板の破口等を生じ、また、心共丸は、右舷船首部外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和元年8月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 心共丸、13トン FK2-2267（漁船登録番号）、個人所有 18.36m×3.93m×1.41m、FRP ディーゼル機関、496.45kW、平成11年7月2日 第292-44163号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート 犬飼号、2.6トン 253-34002福井、個人所有 6.45m（Lr）×2.42m×0.99m、FRP ガソリン機関、95.6kW、平成28年3月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 58歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和55年5月9日 免許証交付日 平成29年9月15日 （令和4年12月15日まで有効） B 船長B 男性 39歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成25年4月12日 免許証交付日 平成30年3月2日 （令和5年4月11日まで有効）
死傷者等	A なし

	B 軽傷 2人（船長B及び同乗者）
損傷	A 右舷船首部外板に擦過傷 B 右舷船尾部外板に破口、船外機に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時
事故の経過	<p>A船は、船長Aほか1人が乗り組み、釣り客10人を乗せ、鋸崎北北東方沖12M付近で釣りを行っていたところ、船首から投入していたパラシュート型シーアンカー（以下「本件アンカー」という。）に釣り客2人の仕掛け約30個が絡んだので、令和元年7月28日23時30分ごろ本件アンカーを前部甲板に引き上げ、係留場所である福井県<sup>おぼま</sup>小浜市小浜港に向けて帰航することとした。</p> <p>船長Aは、釣り客が本件アンカーから仕掛けを取り外すことができるよう、前部マストの作業灯1個、前部甲板上部に吊り下げられた作業灯1個及び操舵室前部の作業灯1個を点灯した状態で、23時45分ごろ帰航を開始した。（写真1～4参照）</p>
	
	写真1 A船

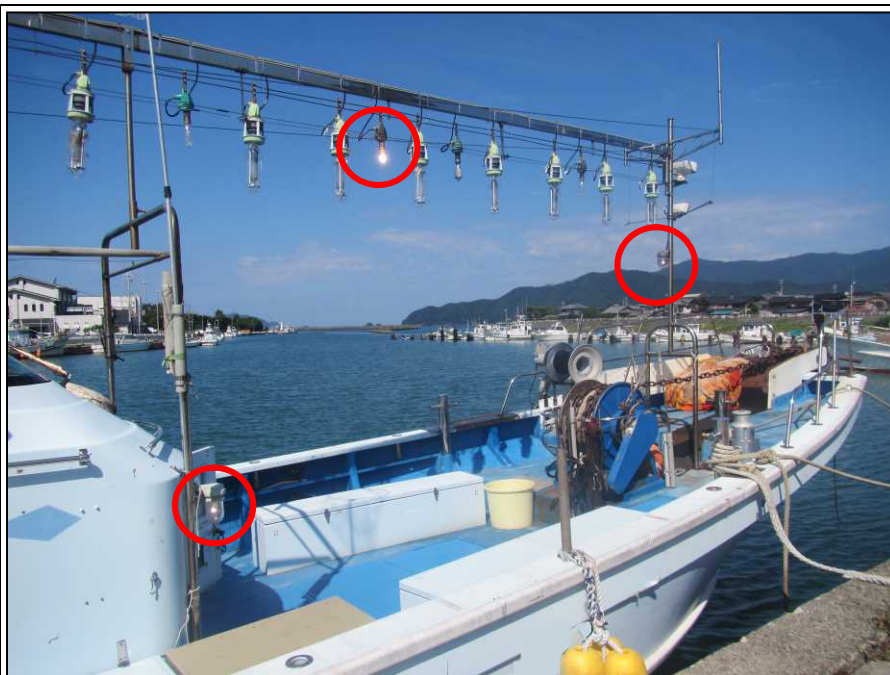


写真2 点灯していた作業灯



写真3 本件アンカー



写真4 仕掛け

A船は、操舵室の窓及び出入口の扉を開けた状態で、船長Aが操舵室で立って自動操舵で操船に当たり、4Mレンジとしたレーダーを作動させ、約11ノットの対地速力で南南西進中、船首方に赤色の点滅する明かりを認め、とっさに左舵を取ったものの、7月29日00時25分ごろA船の右舷船首部とB船の右舷船尾部とが衝突した。

B船は、船長Bが1人で乗り組み、親族1人（以下「同乗者」という。）を乗せ、鋸埼北東方沖3.4M付近で機関を停止し、船首を西方に向けて錨泊し、白色全周灯を消して操舵室上部に赤色に点滅する誘導灯を設置して点灯し、釣りを開始した。（写真5及び6参照）



写真5 B船



写真6 誘導灯

船長Bは、同乗者と後部甲板の右舷側で釣りを行っていたところ、右舷船尾方1M付近に、B船に向けて航行するA船の作業灯及び両舷灯を認めたが、これまで錨泊して釣りを行っている時、いつも航行中の他船がB船を避けていたので、A船がいずれB船を避けると思い、釣りを続けた。

船長Bは、A船が約300mに接近しても針路を変えないので不審に思い、約100mに接近した頃、同乗者と共にA船に向けて大声を出して両手を振ったものの、A船にB船を避ける気配がなかったので、船体中央部右舷側にしゃがみ、同乗者が前部甲板に移動した後、A船とB船とが衝突した。

A船は、釣り客が海上保安庁に本事故の発生を通報し、船長B及び同乗者をA船に移乗させ、B船をえい航して小浜港へ向かっていたところ、小浜港沖に到着した海上保安庁の巡視艇に船長B及び同乗者を移乗させ、B船のえい航を引き継ぎ、小浜港に帰港した。

船長B及び同乗者は、小浜港に到着後、救急車で病院に搬送され、共に頸椎捻挫、腰椎捻挫等と診断された。

(付図1 事故発生経過概略図 参照)

その他の事項

船長Aは、前部甲板の作業灯が操舵室前面の窓に反射し、前方が見えにくいと感じていたものの、船首方に他船がいれば目視又はレーダーで気付くことができると思っていた。

A船の釣り客は、全員救命胴衣を着用していた。

船長Bは、B船に携帯用エアホーンを備えていたが、A船の機関音で聞こえないと思ったので、携帯用エアホーンを使用しなかった。

B船は、錨泊中であることを示す白色全周灯を表示する必要があったが、船長Bは、このことを知らなかった。

船長Bは、赤色に点滅する誘導灯を点灯した方が、他船が自船の存在に気付いてくれると思っていた。

船長B及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。

分析

乗組員等の関与

A あり、B あり

船体・機関等の関与

A なし、B なし

気象・海象等の関与

A なし、B なし

<p>判明した事項の解析</p>	<p>A船は、鋸崎北東方沖を南南西進中、船長Aが、船首方に他船がいれば目視又はレーダーで気付くことができると思い、前部甲板の作業灯を点灯した状態で航行したことから、船首方で錨泊しているB船に気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、釣り客が本件アンカーから仕掛けを取り外すことができるよう、前部甲板の作業灯を点灯した状態で航行したものと考えられる。</p> <p>B船は、鋸崎北東方沖で錨泊中、船長Bが、A船を認めた際、これまで錨泊して釣りをを行っている時、いつも航行中の他船がB船を避けていたので、A船がいずれB船を避けると思い、釣りを続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、錨泊中であることを示す白色全周灯を表示する必要があった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、鋸崎北東方沖において、A船が南南西進中、B船が錨泊中、船長Aが、船首方に他船がいれば目視又はレーダーで気付くことができると思い、前部甲板の作業灯を点灯した状態で航行し、また、船長Bが、航行中のA船が錨泊中のB船を避けると思い、釣りを続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中は、見張りの支障となる作業灯は消灯すること。</li> <li>・レーダーは、適宜レンジを切り替えるなど調整し、他船の早期発見に努めること。</li> <li>・錨泊中に接近する他船を認めた場合は、他船が避けてくれると思わず、余裕がある時機に錨索を解放して移動するなど、衝突を避けるための措置を講じるとともに、有効な音響信号により注意喚起を行うこと。</li> <li>・法定の灯火を表示すること。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

